

2022 年後期・保育士試験のための法制度等改正情報

【法令基準日：2022 年 4 月 1 日】

- 保育所における感染症対策ガイドライン（2018 年版）の改正（2021. 8）
 - ・消毒薬の種類と用途に「**亜塩素酸水**」が追加された。

- 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（2021.9.18 施行）
 - ・**医療的ケア児**に対する、国や地方公共団体の責務や**保育所の設置者**、学校の設置者等の**責務**が規定された。

- 地域小規模児童養護施設設置運営要綱の改正（2022.2.18 施行）
 - ・定員は**4 人～6 人**の範囲で設定するものとし、現員は定員と比較して1人を超えて下回らないようにすることとされた。

- 民法の改正（2022.4.1 施行）
 - ・成年年齢が 20 歳から **18 歳**に引き下げられた。

- 社会福祉主事の任用要件の改正（2022.4.1 施行）
 - ・任用要件の年齢が 20 歳から **18 歳**に引き下げられた。

- 少年法の改正（2022.4.1 施行）
 - ・18 歳、19 歳が「**特定少年**」と位置付けられた。

- 少年院法の改正（2022.4.1 施行）
 - ・少年院の種類に**第 5 種**が追加された。

- 育児・介護休業法の改正（2022.4.1 施行）
 - ・育児休業を取得しやすい**雇用環境整備**及び妊娠・出産の申出をした労働者に対する**個別の周知・意向確認**の措置が**義務化**された。
 - ・有期雇用労働者の育児・介護休業**取得要件が緩和**された。

- 児童福祉法の改正（2022.4.1 施行）
 - ・都道府県は、**児童相談所**へ弁護士¹の配置又はこれに準ずる措置を行うとともに、**医師及び保健師**を配置する、とされた。

- ・都道府県知事は、児童相談所が行う業務の質の評価を行うこと等により、当該業務の質の向上に努めなければならない、とされた。

■特別支援学校設置基準の「総則及び学科に係る規定」(2022.4.1 施行)

- ・特別支援学校の教育環境を改善する観点から制定された。
- ・なお、「編制並びに施設及び設備に係る規定」については2023年4月1日から施行。

■教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律(2022.4.1 施行)

- ・児童生徒等の尊厳を保持するため、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を推進し、もって児童生徒等の権利利益の擁護に資することを目的として制定された。